

前橋市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(工事の施工等)</p> <p>第7条 給水装置の工事の設計及び施工は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項の水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置の工事を施工させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(工事の施工等)</p> <p>第7条 給水装置の工事の設計及び施工は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。</p> <p>2 省略</p>